

# 「助け合い」の力で 災害を防ごう！

☎ 危機管理課  
055(948)1482

9月1日は「防災の日」、8月30日から9月5日は「防災週間」です。市では、9月1日(日)に総合防災訓練を実施します。各区の訓練に積極的に参加しましょう。各地区ごとの詳細な訓練内容などは、地区の回覧などで確認してください。

**9月1日(日)**  
**総合防災訓練**  
8:30  
地震発生のサイレン吹鳴  
想定：南海トラフ巨大地震  
(マグニチュード8.0クラス、  
市内全域で震度6弱以上)  
**広域避難所開設訓練**  
会場 葦山南小学校

## ◆地震に備えよう！

1. わが家を強固に
  - ①建物倒壊から命を守るため、耐震診断・耐震補強を行います。昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅を対象に補助制度があります。
  - ②家具の転倒・散乱から身を守るため、家具の固定を行います。次のいずれかに該当すると、家具の無料固定制度(6台まで)を利用できます。
  - 65歳以上のみの世帯
  - 障がいの程度が1級・2級の人がいる世帯
  - 要支援または要介護の人がいる世帯

## ◆地震が起きたら

- 手順1 まず身を守る  
机の下にもぐり、身を守る。あわてて外に飛び出さない。
- 手順2 火の始末、出口の確保  
揺れがおさまったら、火の元の確認、出口の確保、靴を履く。火災になったら、大声で周りに知らせ、あわてず消火。
- 手順3 家の周りを確認  
隣近所の状況を確認する。みんなで消火、救助、安否確認。

## 2. 1週間分の備蓄を

広域災害が発生した場合、救援物資の到着に日数がかかることが予想されます。水や食料を1週間分は備えておきましょう。  
○水は1人1日3リットルが目安  
○調理せず食べられる非常食、缶詰やレトルト食品、カップ麺などの日常の食料品もうまく活用しましょう。

## 3. 家族の安否確認方法

災害時は電話がつながりにくくなります。家族の安否確認の方法を決めておきましょう。また、災害時伝言ダイヤル「171」を活用しましょう。

## ◆市が発令する「避難情報」と住民に求められる「安全確保措置」

警戒レベル	避難情報	住民に求められる行動(安全確保措置)
3	避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者や障害者などの要配慮者は、立ち退き避難する。</li> <li>・立ち退き避難の準備を整える。</li> <li>・状況に応じて自発的に立ち退き避難する。(特に風水害による被害の恐れが高い区域の居住者など)</li> </ul>
4	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立ち退き避難する。</li> </ul>
	避難指示(緊急)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立ち退き避難中の住民は、確実に避難を完了する。</li> <li>・避難勧告の対象地域で、まだ立ち退き避難をしていない住民は速やかに避難を開始する。</li> </ul>

テーマは『水辺のスポット in いずのくに』

# 令和2年度 伊豆の国市民カレンダー 掲載写真を大募集!!

☎ 市長公室 055-948-1431  
メール info@city.izunokuni.shizuoka.jp



▲市民カレンダー写真掲載イメージ  
(変更する場合があります)

来年度の市民カレンダーに掲載する、皆さんが知っている伊豆の国市内にある「水辺のスポット」の写真を大募集します。「水辺」に関係がある写真であれば、風景、人物、イベントなど、どのような写真でもかまいません。詳しくは、次のとおりです。



▲応募写真例

応募期限  
12月27日(金)



## 募集内容

### 【写真規格】

6ツ切り程度以上のカラー横向き写真(1人3点まで、組み写真不可)

※3MB以上でなるべく大きいサイズの写真推奨。

※カレンダーはB4サイズを想定しています。

### 【応募作品】

平成28年4月1日以降に市内で撮影した写真で未発表のもの(例/狩野川と富士、かわかんじょう、水辺で遊ぶ子どもなど)

### 【申込方法】

メール、持参、郵送(必着)で次の事項を明示し、12月27日(金)までに写真(データまたは現像写真)を添付して申し込みください。

〈必要事項(様式は問いません)〉

題名、撮影時期、撮影場所、住所、氏名、電話番号、写真とともに掲載するコメント(100文字程度)

### 【当選発表】

市で選考を行い、当選者には直接通知します。

### 【注意事項】

- ①被写体の肖像権などには十分注意し、応募者自身の責任において、応募写真の使用上発生しうる問題を全て解決したうえで応募ください。
- ②応募作品は掲載用に大きさの編集やトリミングをすることがあります。また、印刷により色合いなどが多少変わることがあります。
- ③応募作品の著作権は、撮影者に帰属します。また、市民カレンダーへの掲載有無に関わらず、市HPやフェイスブック、広報紙などに掲載する場合があります。(使用時は撮影者の氏名を表示)そのため、応募をもって応募作品について市がPRのために自由に使用することに同意したものと判断します。